

## 山形県第１２次鳥獣保護管理事業計画変更（案）概要

## 1 変更理由

国では、全国ではオオタカの個体数が回復してきたという状況を受け、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」の一部を改正し（平成 29 年政令第 233 号）、平成 29 年 9 月にオオタカについて国内希少野生動植物種の指定解除を行った。

併せて「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の一部を変更し（平成 29 年環境省告示第 69 号）、オオタカの捕獲許可や販売禁止鳥獣等の販売許可について、引き続き慎重に取り扱うよう記述を追加している。

一方、本県におけるオオタカは、平成 26 年の調査では成熟した個体数が 250 羽未満と推定されており、県レッドリストでは E N（絶滅危惧 I B 類）に位置付けられている。

本県では、標記計画において、環境省令で定める希少鳥獣を除いた希少鳥獣を規定していることから、引き続きオオタカを本県の希少鳥獣として取り扱うため、改めて標記計画にオオタカを記載する必要があるもの。

また、販売禁止鳥獣等の販売許可の考え方及び許可の条件について、国がオオタカに関する要件を追加したことから、本県の標記計画においても、国と同様の要件を記載するもの。

## 2 変更箇所

(1) 山形県希少鳥獣にオオタカを追加（第四-1(1)第9表）

(2) 販売禁止鳥獣等の販売許可における許可の考え方に、オオタカも含む記載に変更（捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵）、オオタカに関する販売許可の条件を追加（販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定、販売する鳥獣に足環を装着する等）（第四-10(1)(2)）

## 3 変更日

平成 30 年 4 月 1 日

## 【参考】（山形県レッドリスト）

和名	オオタカ	群名	タカ目タカ科	県ランク	E N（絶滅危惧 I B 類）
学名	<i>Accipiter gentiles fujiyamae</i>			国ランク	N T（準絶滅危惧）

## 1 選定理由

元来個体数が少ない種であるが、里山や森林の開発等で繁殖地が改変され、個体数の減少が危惧される。

## 2 形態的特徴

全長雄 50 cm、雌 58 cm、翼開長 105～130 cm。幼鳥は上面が褐色みがあり、胸部縦斑があり、成鳥の上面は灰色で胸部から腹部にかけ横斑がある。

## 3 全国的生息状況（分布・生態）

留鳥として九州以北に分布する。平地から低山帯の林で繁殖する。

## 4 県内生息状況（分布・生態）

全域の丘陵地や低山の林を中心に比較的多く観察されるが、その数は多くない。その中でも、冬季は餌となるカモの集まる河川、湖沼でよく観察されることが多い。なお、近年、巢立つヒナの数が少なくなっている。

## 5 生存に対する脅威

繁殖地である里山や山地の森林の伐採。営巣地への人間の接近。